

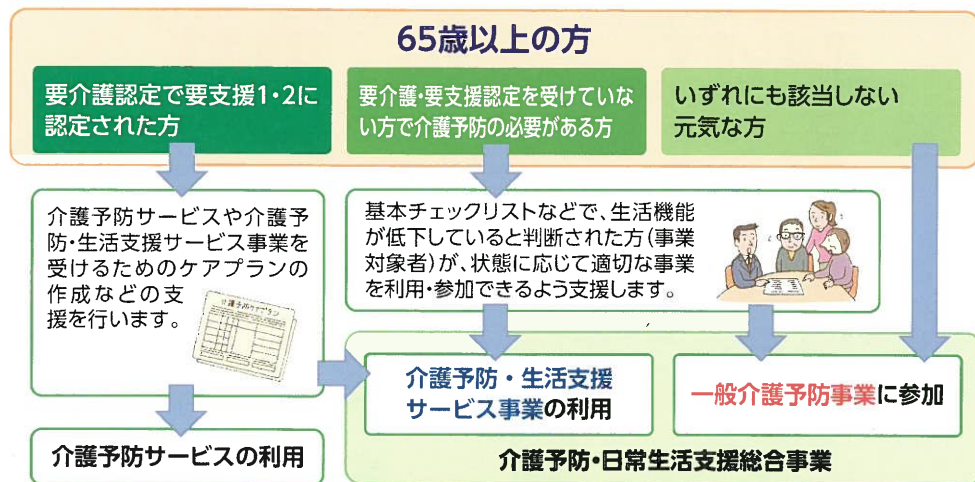
# 地域包括支援センターは高齢者の安定した生活を支援する総合機関です

地域包括支援センターの職員は、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職です。これらの専門職が連携して、高齢者を支援します。

## 1 介護予防を推進します (介護予防ケアマネジメント)

### 自立した生活を支援

●みなさんの心身の状態にあわせて介護予防の支援をします。



### 介護予防・生活支援サービス事業

対象 要支援1・2の方  
事業対象者

これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加えて、「その他の生活支援サービス」などが提供されます。

- ①訪問型サービス (身体介護、生活援助など)
- ②通所型サービス (機能訓練、レクリエーションなど)
- ③その他の生活支援サービス (配食、見守りなど)



### 一般介護予防事業

対象 65歳以上の  
すべての方

主に比較的心身ともに健康で、自立した生活を送られている方の介護予防を目的としています。あわせて高齢者の社会参加の活動支援もしています。

- 主な介護予防事業
- 介護予防に関する講演会
  - ボランティア研修
  - 筋力・口腔機能向上のための指導教室 など



## 2 高齢者の権利を守ります(権利擁護)

●虐待を防止します。

虐待を発見した場合の通報、高齢者本人や養護者(介護者)などからの相談を受けて、他の関係機関と連携して、高齢者の権利を守ります。



●悪質な訪問販売等による被害を防止します。

高齢者にとって身近なケアマネジャーや民生委員、他の関係機関と連携して、消費者被害の早期発見と防止にあたります。



●認知症などにより判断能力の低下している方を支援します。

認知症などで判断能力が低下して、財産の管理や日常生活上の契約などに不安がある方へ、成年後見制度などの活用を支援します。



### 成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分な方について、財産管理などに関する契約の締結を行う代理人の選任などの支援を行う制度です。

## 3 様々な相談に対応します(総合相談支援)

高齢者の生活全般に関する相談、高齢者の家族や地域住民の方などからの相談に主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が対応します。



## 4 適切なサービスを提供できるように支援します(包括的・継続的ケアマネジメント)

ケアマネジャーへの支援や助言、主治医や地域の関係機関との連携などを行い、充実したサービスが提供できるように支援します。

